

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 取組の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実 ア ひとり親世帯への支援				
	ひとり親家庭等の自立支援の推進	●ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ●ひとり親家庭等の子どもに寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ●ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ●ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ●養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組めます。また、養育費確保支援事業を実施します。 ●ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ●母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。	●「日常生活支援事業」により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で292件の支援員派遣を実施しました。 ●「学習支援・居場所づくり事業」を市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、生活保護受給世帯を除くひとり親世帯の登録者274人に対し、学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。また、中学3年生の利用者の高校受験に向けた模試受験料の補助を新たに開始しました。 ●「ひとり親家庭等通学交通費助成金」利用生徒数1,022人、「ひとり親家庭等通学交通費助成金」利用人数70人の助成を決定し、経済的支援を行いました。 ●自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、85%がその後就労につながりました。 ●養育費確保に関する支援として実施する「養育費確保支援事業補助金」「公正証書等作成費補助金」の対象経費を拡充し、合計58件の補助金交付を実施しました。 ●「母子父子寡婦福祉資金貸付金」により、児童とその親の将来の自立のための資金の貸付を148件新規決定しました。 ●母子生活支援施設ヒルズすえなにおいて、母子家庭の保護・自立促進のための生活支援を通年で38世帯に行いました。	●引き続き「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」等の多方面からの総合的な支援施策を実施し、ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいきます。特に、「養育費確保」支援として離婚前後の親子への情報提供や個別相談機会の提供についても強化します。 ●また、次期計画期間の策定に向けて、市内のひとり親家庭を対象としたアンケートを実施します。
イ 生活保護受給世帯への支援				
	生活保護受給世帯の自立支援の推進	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。	●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ●「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、生活保護受給世帯の登録者233人に対して学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。
	生活保護による支援の充実	●生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。	●生活保護受給世帯に高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し自立に向けた支援を実施しました。	●国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援	里親及び施設等による代替養育の推進	●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ●施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。	●説明会や研修会の実施等により里親制度の普及・啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。 ●家庭的養育の推進に向け、令和6年4月に地域小規模児童養護施設を1か所開設した他、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及・啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。 ●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き施設の規模化の推進、職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。
	社会的養護による自立支援の推進	●社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ●里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ●市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。	●施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援事業により、退所後における相談支援を実施しました。 ●里親家庭や児童養護施設等で生活する児童が個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を実施しました。 ●社会的養護を必要とする方が経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、川崎市社会的養護奨学給付金により、負担軽減を実施しました。	●各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう、引き続き関係機関と連携しながら取組を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援	市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置を継続して実施しました。 ●新設した若年・子育て世帯向けの区分（定期借家制度）での募集を4回実施し、令和6年度は若年・子育て世帯向けで42世帯が入居しました。	●令和6年度の募集から、住宅に困窮する若年・子育て世帯等の入居機会を確保するため、定期借家制度による入居の申込枠を拡大しています。今後も市営住宅募集における優遇措置の実施や定期借家制度を適切に運用します。
	民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援	●住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ●ひとり親世帯、DV被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。	●居住支援協議会の相談窓口である「すまいの相談窓口」において不動産店とのマッチングを実施しました。また、居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の住まい探し・居住の継続・円滑な退去にそれぞれ必要な取組について個別に協議する専門部会等を活用し、相談窓口の充実や、支援体制の構築、家主・不動産事業者の不安解消等に向けた取組を推進しました。登録住宅制度に関する家主向けセミナー（1回）を開催し、5,474戸の登録がありました。 ●居住支援制度については、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を69件行いました。	●適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら子育て世帯等の居住の安定に向けた支援を実施します。 ●居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
	就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。 ●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ●高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制の場合は最長1年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。 ●市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。	●就学援助費については、就学援助システムを活用し、新入学準備金の入学前支給1,749件と合わせ10,420件の認定・支給を円滑に行いました。 ●高校生への奨学金を学年資金で578件、入学支援金で176件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに2件採用しました。 ●学び直し支援金については、10人に対し延べ100月分の支給を行いました。 ●授業料について4人に対し延べ42月分の免除を行ったほか、入学選考料は附属中学校を含め68人、入学料は75人に対して免除を行いました。	●就学援助費については、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を着実に実施するとともに、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めることで、必要な支援を継続していきます。 ●高等学校奨学金及び大学奨学金については現状のまま継続していくとともに、必要に応じて制度の見直しを検討していきます。 ●学び直し支援金については、県の運用や要綱に準じて、支援を継続していきます。 ●授業料の免除については、着実に実施していきます。入学選考料及び入学料の免除については、出願手続のオンライン化と運動した形で、支援を継続していきます。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活に困窮している市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにおいて、就労、家計、住まい等の相談支援を1,454件実施し、多様な相談を受ける自立相談支援事業の中で効率的かつ効果的な就労支援を行うため、ハローワークや他の就労支援事業との連携、だいJOBセンターによる独自の求人開拓等を行いました。	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり				
	地域における支援体制づくりの推進	●地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
	保育所による地域の子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。 ●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。 ●保育・子育て総合支援センターについては、既に整備した川崎区、中原区、宮前区、多摩区以外の各区1か所ずつの整備を進めます。 ●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。
	ボランティア等による子育て支援の推進	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通して、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。	●ボランティアの養成講座において2回実施し16名養成し、ボランティアが地域で活動できるようフォローアップを行いました。また、各区役所地域みまもり支援センターで実施している乳幼児健診等において、来所する乳幼児及び保護者の支援や見守りを実施し、延べ参加者数は1,563人でした。	●引き続き、子育てボランティアの養成講座の開催や、乳幼児健診等の事業を中心に活動を継続していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり	こども文化センターを活用した子どもが健康やかに育つつながりづくり	●市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。	●令和6年度からの指定期間において「多世代交流や多様性への理解を深める主催事業（イベント等）」を、年間を通して実施すること。」「参加者の多世代交流が促進されるような企画を、参加者による新たな企画や地域交流が広がるような工夫をすること。」の記載を仕様書に追加し、全38施設において地域交流に関する取組を幅広く実施しました。	●令和7年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
	地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●校庭や空き教室を活用した事業形態の工夫を行い、また、一部のわくわくプラザでは地域ボランティアを活用した多様な体験・経験の機会づくりを展開するなど、地域と連携を図りながら放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
	青少年関係団体による青少年の健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	●行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカー等の提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担、情報交換会の開催等の支援を行いました。	●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健康やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
	地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。	●令和6年度には、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を新たに44校に設置し、計136校に拡充しました。保護者や地域住民等と学校の情報を共有しながら地域の特色を生かした学校づくりを進めました。	●学校運営協議会を拡充し、その仕組みを効果的に活用しながら、地域に信頼される学校づくりと地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。
	地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	●「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。	●夢教育21推進事業の実施については、引き続き特色ある学校づくりを推進します。
	地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	●地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター研修講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。 ●市内32か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。	●「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。 ●子どもの泳力向上プロジェクトについては、市内全てのスイミングスクール等を対象とした説明会等を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出し、泳げない子どもの泳力向上に取り組んでいきます。
	地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和5年度の95か所から令和6年度は99か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり				
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●不登校・ひきこもり等の子ども・若者を対象として大学生等のボランティアを活用した支援活動を実施し、個別支援活動に185人、集団支援活動に156人の子ども・若者が参加しました。	●より効果的に子ども・若者への支援を実施するため、大学生等のボランティアを活用した支援活動の充実に取り組みます。
	地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり	●支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を実施し、不登校などの課題を抱えている子どもたちが安心して過ごせる場所として、居場所の提供や学習支援を行いました(登録者数:小田30人、旭町44人)。また、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を四半期に1回程度開催するなど、関係行政機関の連携を行いました。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。
	地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を29団体に交付し、学習支援や居場所づくり、交流事業などの地域の子ども・若者の健全育成を図る取組に活用されました。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実(専門性の強化)				
	保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援	●保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。	●保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センター等の場を活用し、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施しました。また、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。	●引き続き、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援及び地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。
	学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ●支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ●不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。	●支援教育コーディネーターを中心とした相談支援体制を各学校で工夫して整備し、児童生徒がいつでも安心して相談ができるようにしました。 ●スクールソーシャルワーカーについては、各区に13人配置し、要請に応じた派遣だけでなく、各学校を計画的に訪問し、専門性を生かした相談が幅広く行えるようにしました。 ●小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対してスクールカウンセラーおよび学校巡回カウンセラーを派遣し、相談活動だけでなく、未然防止や課題の早期発見のため、見回りや教職員への指導助言を行いました。	●現在の支援体制を維持しながら、もれのない支援のために、児童生徒本人や保護者に対する相談窓口の周知を徹底していくと同時に、切れ目のない支援のために、関係機関の連携強化を推進します。
	児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ●各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取組も含め、個別支援の取組を進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。 ●各区要対協における個別支援会議を965回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。	●児童虐待予防の取組を推進するため、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実し、医療機関、警察、学校等の関係機関との連携強化を推進します。
	地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を5,208件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進	児童相談所による専門相談支援の強化	●子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行うとともに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の児童指導員等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域のみまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。 ●地域のみまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うために、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	女性相談の体制強化	●経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。	●女性相談について2,506件受け付け、女性相談員による相談・保護・自立支援を実施するとともに、DV相談支援センターにおいて841件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 ●国や近隣自治体の動向を踏まえ、女性相談員の処遇改善、職の設置の見直しを実施しました。	●県域全体で施策を推進するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における基本方針を踏まえ、引き続き、女性相談支援員による相談・自立支援、DV相談支援センターにおける相談・支援を継続するとともに、県及び県内政令市等と連携しながら今後の取組について協議・検討を進めていきます。
	総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組めます。	●キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和6年度は就職決定者数が502人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、利用者への丁寧な個別相談や、多様な職業・職場体験等を実施し、令和6年度は、進路決定者数161人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。 ●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、若年無業者等に対する就業支援を実施していきます。
	精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	●各区役所高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行いました。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行いました。	●各区役所地域のみまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行っていきます。
	「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間2,013件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へ繋げる支援を行いました。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援に関係機関と連携を図りながら実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達に気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。	●発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、障害児や発達に気になる児童の相談・支援等を適切に行うとともに、面センターによる一体的な障害児支援体制整備を行いました。 ●子ども発達・相談センター」を令和6年度に中原区・高津区に開設し、全ての区において、運営を開始しました。	●引き続き、各センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。 ●地域療育センターについては、本来の機能を発揮できるよう、子ども発達・相談センターとの業務整理を行った上で、児童福祉法の改正を踏まえ、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の支援や、保育所・学校等への機関支援の充実に向けた取組を進めます。
	医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実	●医療的ケア児(者)を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。 ●「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。	●医療的ケア児・者等の専門相談機関である「医療的ケア児・者等支援拠点」の適正な運営を行い、相談機能の強化を図るとともに、地域関係機関の後方支援を担うことで、関係機関の連携強化や相談支援体制の充実を図るとともに、医療・福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、支援の調整を行う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成研修を実施しました。 ●医療的ケア児支援に関する協議の場として、市内医療機関や福祉事業所、訪問看護ステーション、行政等の代表者で構成される「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を年2回開催し、情報共有を行うとともに、今後の施策の展開に向けた協議を行いました。 ●医療的ケア児等支援ネットワーク会議を計4回(南部・北部各2回)実施し、医療・福祉・保育・教育の連携による切れ目のない一体的な支援に向けて協議を行いました。	●これまでの取組を踏まえて、本事業を引き続き推進します。
イ 相談・支援機関の連携の強化(ネットワークの強化)				
	要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ●各区地域まもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。 ●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●代表者会議(年2回)において、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告等を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営手法を見直し、効率的・効果的な運営を行いました。また、個別支援会議を965回開催しました。	●要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。
	ひきこもり等に関するネットワークの強化	●ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。	●ひきこもり地域支援センターを中心に、分野横断的な27の相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築しました。	●ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進				
	出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進	●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ●妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊婦の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ●両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ●産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ●母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ●健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。	●令和7年1月から新たに1か月児健康診査を開始しました。また、先天性の疾患の早期発見治療のためのスクリーニング検査である拡大マスキューニング検査実施事業（2疾患）を令和6年10月から開始しました。その他健康診査事業を実施しました。 ●母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。 ●出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。 ●産後ケア事業の実施機関を医療機関へ拡充し、利用料金の減免制度を導入しました。また、事業者連絡会議を開催しました。 ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。 ●健康診査により把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。	●妊婦、産婦、乳幼児に対する健康診断の結果の把握を行い、早期支援につなげられるよう相談業務を充実していきます。また、関係機関と連携の強化を図るため、連絡会議等を開催していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 イ 保育・幼児教育の推進	待機児童対策の推進	●少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。	●多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施し、5年連続で待機児童ゼロを達成しました。 ●保育ニーズの高い地域における保育所の新規整備や、既存保育所の増改築及び定員の見直し、認可外保育施設からの認可化、幼稚園から認定こども園への移行などにより、保育受入枠を確保し、令和7年4月の定員は362人増となりました。	●就学前児童数は減少傾向にあるものの、保育所等利用申請率は上昇傾向となっており、保育ニーズの高止まりが見込まれることから、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童の継続的な解消に向けた取組を推進していきます。 ●既存の保育資源の活用を前提として、受入枠の確保に努め、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、需要と共有を見極めながら対応を進めていきます。
	質の高い保育サービスの提供	●長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様で質の高い保育サービスを提供し、一時保育については利用料のきょうだい減免制度を拡充しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。 ●一時保育については、令和7年度から利用者がスマートフォンなどで空き枠の確認や、予約を行えるシステムの導入を行います。
	公立保育所を活用した保育の質の向上	●公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。	●実践的な知識や保育技術の向上について、市内保育施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、人権についてのワーク等を実施し、更なる保育の質の向上に努めました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。	●公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や職員交流、保育の課題や実践を主とした研修等の開催、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。
	多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供	●質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました（新規実施園：2園）。また、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の実施園を58園に拡大しました。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進するとともに、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の促進を図ります。
	保育・幼児教育無償化の着実な実施	●国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。	●国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携を取りながら、利用者の支給認定、事業者確認、給付費の審査・支払い等を適切に実施しました。	●適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
	保育料の減免制度による多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減	●一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施します。	●一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、国の定めた基準に基づき、保育料の減額措置を実施しました。 ●多子世帯の更なる負担軽減のため、保護者と生計が同一のきょうだいについて、年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年度から減額措置の拡充を実施しました。	●引き続き、多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施するとともに、国の動向等を把握し、制度変更等を着実に反映させながら取組を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 ウ 学校教育の推進	教職員に対する研修の充実	●子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。	●教職員育成指標に基づき、子どもたちとともに学び続ける教員であるために、必修研修としてライフステージに応じた研修を10講座75回、その他の必修研修を22講座61回、希望研修を34講座92回行い、計69講座228回実施しました。 ●若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図るため、「各ライフステージに応じた研修のつながり一覧表」を活用し、ライフステージに応じた研修においてより校内研修との関連をもたせ、意図的、計画的に一人ひとりの教職員が学び続けることができるような研修体制の充実に努めました。	●今後も引き続き、教職員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施していきます。特にライフステージに応じた研修では、若手教員や中堅教員等による校内OJTの充実を図り、子どもたちとともに学び続ける教員として、学校全体の教育方向向上に取り組みます。
	「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とのかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達段階に応じて育んでいくことを支援します。	●「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施し、訪問研修等を117回実施しました。各校の特色を生かした教育活動が展開されるよう学校支援を行いました。 ●「キャリア在り方生き方ノート」に加えた「市制100周年」に関するページを活用した授業を実施しました。 ●「キャリア・パスポート」の活用についての内容を含んだ「キャリア在り方生き方教育」に関する職員研修動画を作成し、教職員の理解を深めました。	●より学校の特色を生かし、今日的な教育課題に対応した、カリキュラム・マネジメントに向けて具体性のある研修を行っています。 ●「キャリア在り方生き方ノート」とともに、「キャリア・パスポート」の効果的な活用方法など具体的な取組を発信し、活用の促進に取り組めます。 ●「キャリア在り方生き方ノート」電子化に向けて検討していきます。
	習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●市学習状況調査(小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生)において、「教科調査(小学校:国語、算数 中学校:国語、社会、数学、理科、英語)」「生活や学習に関するアンケート」を実施し、児童生徒や保護者が学習状況を把握して課題を見出したり、学習意欲をもてるようにしたりするとともに、1人1台端末を活用した学習改善や学校の授業改善に活用しました。また、年間2回実施している各学校の「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」担当者会において事業の趣旨等の説明、各校の好事例の共有等を通して、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にしたい取組を推進しました。	●習熟の程度に応じたきめ細かな指導では、少人数指導など、個に応じた取組について継続的に調査、研究をさらに進めていく必要があります。また、3年目を迎えた新しい市学習状況調査では、一昨年度から実施した学年では、3年間の結果を終年で比較することが可能となりましたので、子どもが自分の学習状況を把握することで、主体的に1人1台端末を活用して学習改善を行ったり、各学校が子どもの実態を踏まえた授業改善に取り組んだりして、「分かる」授業の実現に向けた取組を一層継続して行う必要があります。
	健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。	●児童生徒の健康教育の推進のため、薬物乱用防止教室などを引き続き実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進	安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●安全で安心な学校給食の提供を効率的に行い、小中9年間にわたる一貫した食育を推進しました。また、物価高騰が続く中、給食の質を維持するため、学校給食費の見直しや補助を行うとともに、学校給食を通じたSDGsの取組を小中学校全校で実施しました。	●今後も児童生徒の健全な身体の発育に資するために、安全で安心な学校給食の提供を行い、小中9年間にわたる一貫した食育を推進するとともに、学校給食を通じたSDGsの学びを推進します。
	かわさきGIGAスクール構想の推進	●「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。	●かわさきGIGAスクール構想ステップ3の実現に向け、各学校の担当者向けの研修を3回行うとともに、希望研修を20回、リクエスト研修44回実施しました。また、GIGA推進協力校の10校において、各学校のニーズに応じた研修やその他指導助言を行い、その成果や効果的な実践例等の紹介を、研修会や情報共有サイトにおいて全市に共有しました。その結果、教員の授業力が向上し、授業で端末が有効に活用され、児童生徒の端末に対する有用感が高まり、川崎市学習状況調査においても、「GIGA端末は学習の役に立つと思う」との質問への肯定的な回答割合がR5からR6にかけて、小学校6年生では91.5%から92.2%、中学校3年生では88.2%から90.7%に上昇しました。	●研究推進校や協力校を中心に国のリーディングDXスクール事業にも参加して取組を推進します。また、教職員のニーズやICTスキルに合わせた研修の充実を図ります。あわせて、GIGA端末に蓄積された教育データの効果的な活用方法を研究し、教員の意見を聴取し、関係部署と連携して構築した児童生徒及び教員が利用できるダッシュボードについて、効果の検証を行うとともに、モデル校を中心に効果的な活用方法の創出及び全市への展開を行います。
	定時制生徒の自立支援の推進	●様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、定時制課程全4校において、カフェ形式の居場所づくり及び生徒の将来の自立に向けた相談、学習支援、キャリアサポート等を実施しました。(実施回数:123回、延べ参加者数:3796名)	●定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組めます。
	教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。	●電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心にした、相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。	●既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。
	教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指す支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●対象児童生徒43名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち7名を対象に自立支援を行いました。	●医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。	●教員向けに「ゆうゆう広場見学会」を実施したり、スクールカウンセラーや支援教育コーディネーターの研修時など通して、各学校に、ゆうゆう広場での支援や活用例等について周知しました。また、ゆうゆうみゆきをモデル広場とし、一人ひとりの状況に合わせた支援の在り方を探り、充実を図りました。 ●西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	●ゆうゆう広場については、社会環境の変化や児童生徒一人ひとりのニーズや状態に合わせて、より良い居場所、学びの場となるように、活動内容、運営形態等を引き続き検討していきます。 ●夜間学級の運営については、入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう学校の支援体制等を維持・継続し、夜間学級の充実を図っていきます。

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化等に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加傾向にあり、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

平成28年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。また、令和元年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置等を講じるものとされました。

本市としても、これら国の動きを踏まえ、3つの基本的な考えのもと、これに基づいて7つの取組の方向性を定め、以下の取組を実施しました。

取組の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

ア 地域の社会資源の有効活用

保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援

(こども未来局：保育・子育て推進部)

〔公立保育所運営事業／施策評価シートP.61〕

- 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。

【令和6年度の取組】

- ・ 保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センター等の場を活用し、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施しました。また、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。

ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上

(こども未来局：保育・子育て推進部)

〔地域子育て支援事業／施策評価シートP. 21〕

- 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。

【令和6年度の取組】

- ・ 市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポート事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。

取組の方向性 1 次年度以降の主な取組の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実や市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに継続して取り組みます。

取組の方向性 2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

母子健康手帳交付時等における相談支援の充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP. 29〕

- 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。

【令和6年度の取組】

- ・ 各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP. 29〕

- こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。

【令和6年度の取組】

- ・ 長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。（乳幼児家庭全戸訪問実施率：99％）

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP. 29〕

- 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

【令和6年度の取組】

- ・ 母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。

小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP. 29〕

- 各区地域まもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

【令和6年度の取組】

- ・ 地域まもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

多様な関係機関と連携した啓発活動の実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。

【令和6年度の取組】

- ・ 11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。
- ・ 児童養護施設や社会福祉協議会等と協力しながら、オレンジリボンたすきリレー等の児童虐待防止に向けた普及啓発活動を実施しました。

取組の方向性 2 次年度以降の主な取組の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠期に必要な知識の普及啓発や思春期保健相談の実施、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取組みます。

取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔妊婦・乳幼児健康診査事業／施策評価シートP. 28〕

- 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。

【令和6年度の取組】

- ・ 子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。
(受診率：97.4%)
- ・ 乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。

イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

【令和6年度の取組】

- ・ 子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応

要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域まもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。
- 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。

【令和6年度の取組】

- ・ 虐待通告先となる児童相談所と各区地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。また、要保護児童対策地域協議会連携調整部会を効率的・効果的に運営することにより、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取り組みを進めました。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP. 29〕

- 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。

【令和6年度の取組】

- ・ 地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

【令和6年度の取組】

- ・ 全市代表者会議において関係機関や実務者会議の活動状況報告等を実施するとともに、各区実務者会議代表者部会を17回開催し、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。

- ・ 各区実務者会議連携調整部会を毎月開催し、区役所関係部署及び児童相談所によるケースの状況確認等、進行管理を行いました。また、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を965回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。

取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

ア 児童及び保護者に対する支援

スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。

【令和6年度の取組】

- ・ 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、医師・弁護士等の児童虐待に関する専門的知識を持つ外部スーパーバイザーを活用し、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。
- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

【令和6年度の取組】

- ・ 地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。（全区での児童相談受付件数：2,594件）
- ・ 複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。
- ・ 児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童相談所・一時保護所の機能等の検討（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

【令和6年度の取組】

- ・ 児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るとともに、一時保護所の生活環境の改善や定員の拡大を図るため、令和7年7月供用開始を予定している中部児童相談所一時保護所の完成に向けて、新築工事を実施しました。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の促進（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。
- 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。

【令和6年度の取組】

- ・ 児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。
- ・ 児童相談システムを活用しながら、転居した児童等に係る自治体間の情報共有について適切に対応しました。

オ 総合的なアセスメントの強化

共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。

【令和6年度の取組】

- ・ 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会や、個別の支援経過の中で共通リスクアセスメントツールを活用することで、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関とリスクを共有し、適切に支援を実施しました。

カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化

療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。

【令和6年度の取組】

- ・ 在宅支援、措置児童支援において、療育センター、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、支援を実施しました。
- ・ 総合リハビリテーション推進センターのPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。

取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。